

大阪市建設局からのお知らせ

阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業に伴って生じたテレビ電波障害について、次のとおり対策を行っています。沿道住民の皆様にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 目 的 当事業の高架構造物の建設に伴い、家屋の位置などにより現在地上デジタル放送をアンテナで視聴中のテレビ電波について、電波障害の影響を受けると予測される家屋へ、テレビ電波受信障害対策を行います。
- 対策内容 ケーブルテレビ（株式会社ジェイコムウエスト）の施設を利用して、対象となる家屋へ対策を行います。
- 対策費用 対策に要する工事費用ならびに地上デジタル放送に関する視聴に必要な費用は、全額を大阪市が負担します（NHK受信料は除く）。
- 対策の進め方 当対策の対象となる家屋につきましては、ジェイコムの工事担当者が順次ご訪問し、ご説明をさせていただきます。
同一地区であっても、すべての家屋に影響が出るとは限りません。
また対策を行うためには、当対策に関する同意書が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

○家屋の新築、改築をお考えの方へ

当事業の沿線にお住まいの方で、これから家屋の新築や改築等をお考えの場合は、お手数ですが、次のお問い合わせ先にてご確認をお願いします。

<お問い合わせ先>

J：COMカスタマーセンター

（TEL）0120-999-000

（受付時間 9：00～18：00）

詳細は、別紙「株式会社ジェイコムウエスト（J：COM）からのお知らせ」をご参照ください。

株式会社ジェイコムウエスト(J:COM)からのお知らせ

「阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業」に伴う

テレビ電波障害対策工事 作業概要説明書

(1)対策工事について

- ・株式会社ジェイコムウエスト(以下「J:COM」)のテレビケーブルは電力柱・NTT柱から軒先に配線します。
- ・屋内へのケーブル引き込みは、皆さま方の家屋の軒先などへ電話の引き込みと同じ方法で行います。
(屋内側でブースターなどの取付けが必要になる場合がありますのであらかじめご了承ください)
- ・J:COM の作業担当者は、ヘルメット、登録従事者証を携帯しております。



ヘルメット



登録従事者証

本対策工事实施に要する、工事費用ならびに地上デジタル放送に関する視聴に必要な月額再送信設備利用費は、**全額を大阪市にご負担いただいております。**

(月額再送信設備利用費にNHKの受信料は含まれておりません、ご了承ください)

(2)対策工事实施に当たってのお願い

◇作業日などのお知らせ

各ご家庭に、順次 J:COM の担当者が直接訪問させていただきます。対策工事希望日調査票に住所・氏名・希望日をご記入の上、J:COM 担当者へお渡しください。

追って J:COM の担当者より、作業日決定のご連絡をさせていただきます。

◇対策工事实施の同意について

順次 J:COM の担当者が作業内容について事前にご説明いたします。作業内容の同意をいただいた上で作業を行いますので、別紙『同意書』にご記入・ご捺印をお願いいたします。

◇対策工事完了のご確認について

対策工事が完了いたしますと、J:COM の電波が各ご家庭のテレビに送られます。すべてのテレビおよびビデオ機器の画像を、ご確認の上、別紙『完了確認書』にご記入・ご捺印いただきまして、J:COM の作業担当者へお渡しいただくようお願いいたします。

◇『同意書』および『完了確認書』の回収方法について

『同意書』につきましては工事前、説明担当者へ『完了確認書』につきましては施設設置実施後、作業担当者にお渡しください。

(3)対策工事完了後のチャンネルについて

放送局名	地上デジタル放送
NHKテレビ	→ 011ch
NHKE テレビ	→ 021ch
サンテレビ	→ 031ch
毎日放送	→ 041ch
KBS 京都	→ 051ch
ABC テレビ	→ 061ch
テレビ大阪	→ 071ch
カンテレ	→ 081ch
読売テレビ	→ 101ch

※電波障害対策の補償対象外となりますが、上記放送以外にJ:COMの自主放送としてJ:COMチャンネル 大阪・J:COMテレビがそれぞれ111、121chで放送されます。

※上記以外の J:COM サービス(有料)などをご希望の方は、株式会社ジェイコムウエスト大阪セントラル局 までご連絡ください。ご説明させていただきます。

※J:COM サービス(有料)へご加入の場合は、別途工事費・手数料および月額基本利用料等が必要です。

(4)対策工事完了後の維持管理について

J:COM の保安器(保安器を含む)の幹線設備・引込線については株式会社ジェイコムウエスト大阪セントラル局が責任を持って維持管理を行います。保安器の出力端子から室内のテレビに至るまでの屋内設備は従来どおり皆さまで維持管理をお願いいたします。

* 屋内施設とは(図1参照)に示した保安器出力端子を起点に宅内側へ配線されテレビに至るまでの設備です。

将来、家屋の改築・建替などで再引込工事が必要な場合やテレビ受信機、ビデオ等を増設または移設する際の工事費は皆さまの負担となります。

(図1)

